

○【別添11】 平成11年郵政省告示第233号

○ 郵政省告示平成十一年第二百三十三号（登録検査等事業者等規則第十九条の規定による電磁的方法により記録し、提出することができる書類並びにその記録及び提出の方法を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十九条の規定により、電磁的方法により記録し、提出することができる書類並びにその記録及び提出の方法を次のように定める。

一・二（略）

三 登録検査等事業者等規則（以下「登録検査等規則」という。）第十九条（第一号を除く。）に規定する書類は、日本工業規格A列四番の規格の用紙に次の各号に掲げる事項を記載した提出票に、次項に定める記録媒体を添付して提出すること。

1～4（略）

四～六（略）

登録点検事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十四条の規定により、電磁的方法により記録し、提出することができる書類並びにその記録及び提出の方法を次のように定める。

一・二（同上）

三 登録点検事業者等規則（以下「登録点検規則」という。）第十四条（第一号を除く。）に規定する書類は、日本工業規格A列四番の規格の用紙に次の各号に掲げる事項を記載した提出票に、次項に定める記録媒体を添付して提出すること。

1～4（同上）

四～六（同上）

別表第三号 電磁的方法により記録し、提出することができる書類

別表第三号 電磁的方法により記録し、提出することができる書類

書類	電磁的方法により記録することができる事項	書類	電磁的方法により記録することができる事項
1 登録検査等規則第十九条第一号の書類	提出する書類に記載しなければならない事項のすべて	1 登録点検規則第十四条第一号の書類	提出する書類に記載しなければならない事項のすべて
2 登録検査等規則第十九条第二号の書類		2 登録点検規則第十四条第二号の書類	
3 登録検査等規則第十九条第三号の書類		3 登録点検規則第十四条第三号の書類	
4 登録検査等規則第十九条第四号の書類		4 登録点検規則第十四条第四号の書類	
5 登録検査等規則第十九条第五号の書類		5 登録点検規則第十四条第五号の書類	
6 登録検査等規則第十九条第六号の書類			
7 登録検査等規則第十九条第七号の書類			
8 登録検査等規則第十九条第八号の書類			

○【別添11】平成11年郵政省告示第233号

9 登録検査等規則第十九条第九号の書類		
10 登録検査等規則第十九条第十号の書類		